１０．「空白地域」への充電設備設置事業の説明と提出書類

事業名	高速道路ＳＡ・ＰＡ及び道の駅等への充電設備設置事業 （経路充電）	
事業内容	「空白地域」(注１) における電欠防止の観点から重要な経路充電(注２) または電気自動車等の利便性向上の観点から特に有効と考えられる充電のための充電設備設置事業	
申請できる方	地方公共団体、法人、個人	
補助対象経費	充電設備の購入費および設置工事費	
補助率	充電設備の購入費	定額（１／１以内）
	設置工事費	定額（１／１以内）

注１：「空白地域」とは、設置予定場所より公道上道のり１５ｋｍ以内に急速の公共用充電設備がないこと、または既設の公共用急速充電設備があり、それが撤去されることで、前記と同様の状況になる場合のいずれかをいう。

注２：「経路充電」とは、長距離を移動する場合の電欠回避を目的とする充電等をいう。

１０－１．「空白地域への充電設備設置事業」の特有の申請要件

以下の特有の要件について、（１）～（７）および（９）を満たすことが必要です。また入替設置については（１）～（５)、（７）～（９）を満たすことが必要です。

（１）設置場所が公道(注３)に面した入口から誰もが自由に出入りできる場所(注４)にあること。

（２）充電設備の利用者を限定せず、他のサービスの利用または物品の購入を条件としないこと。ただし、駐車料金等センターが特に認める料金の徴収は可とします。

（３）充電場所を示す案内板を施設の入口に設置すること。
なお、案内板はセンターが求める条件を満たし、車道の上下線から視認できるように設置すること。

（４）充電設備の場所や出力、利用可能時間、メンテナンス等による休止状況などを利用者が誰でもインターネット上で確認できること。ただし、インターネット上に掲載予定であることを申告し、実績報告においてインターネット上の掲載先等を報告することで可とする。

（５）充電設備の利用に係る充電料金を徴収すること。

（６）充電スペースの区画内に、充電場所を示す東京電力登録商標デザインの路面表示（ＣＨＡＲＧＩＮＧ ＰＯＩＮＴ）を設置すること。(注５)

（７）空白地域における電欠防止の観点から特に重要な場所であり、原則、設置予定場所より公道上道のり１５㎞ 以内に上記（１）～（６）((４）のただし書きを除く。）の要件を全て満たす充電設備（以下「公共用充電設備」という。）のうち急速の公共用充電設備が設置されていないこと。（なお、高速道路ＳＡ・ＰＡ等に設置されている充電設備は含まない。）ただし、設置予定場所に既設の急速の公共用充電設備があり、その急速の公共用充電設備が実績報告までに撤去されることで同様の状況となる場合も空白地域として扱う。

（８）設置する充電設備は、ＯＣＰＰ１．６以上に準拠した総出力５０ｋＷ以上の急速充電設備であること。

（９）充電設備が２４時間利用の可否を申告すること。２４時間の利用ができない場合は、利用可能時間とその理由を申告すること。

※充電設備は２４時間利用可能となるよう努めることを推奨します。
※充電設備の充電スペースは、電気自動車優先となるよう努めることを推奨します。

注３：土地の所有者のみが使用できる私道（位置指定道路を含む。）を除き、国や市町村などの公的機関が所有又は管轄している道路のことをいう。

注４：設置場所への出入りや充電を行う際に、設置場所の許可を都度得る必要がある場所、または別の車両の移動を要する場所を除く。

注５：景観条例や公園法等によるやむを得ない事由により、路面表示の設置ができない場合は「代替路面表示」を申告できます。その場合は状況等報告にて理由を申告してください。

１０－２．特有の提出書類および申告内容

空白地域への充電設備設置事業に申請する場合は、申請の内容に応じて以下の書類をアップロードおよび申告を提出してください。

【申請の内容に応じて求める書類】
１０-３：「充電スペース造成費」を申告する場合に必要な書類

【申請の内容に応じて求める設置事業計画の申告】
１０-４：設置する施設等の説明
１０-５：充電設備の設置場所や利用可能時間等の情報を確認できるインターネット上での掲載予定先

１０－３.「充電スペース造成費」を申告する場合に必要な書類

「充電スペース造成費」を申告する場合、国・地方公共団体等の指導や指示による場合または国・地方公共団体等の指導や指示によらない場合のどちらの場合でも、センターが認めた場合のみ補助対象経費とします。
以下に示す（１）または（２）の書類をアップロードし、提出してください。

（１）国・地方公共団体等の指導や指示により充電スペースを造成することを証する書類

【記載の必須項目】
《作成日》
・本補助金の事業開始日以降である日付の記載
《宛先》
・申請者宛であることの記載
《発行者》
・国、地方公共団体等の名称の記載
《設置場所名称》
・申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）
《設置場所住所》
・申請で入力した設置場所住所の記載
《指導や指示》
・造成しなければならない具体的な指導、指示内容の記載

（２）国・地方公共団体等の指導や指示によらない施設にて充電スペースを造成する場合は、下記の必須項目を記載した書類

【記載の必須項目】
《作成日》
・本補助金の事業開始日以降である日付の記載
《申請者名》
・申請者名の記載
《設置場所名称》
・申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）
《設置場所住所》
・申請で入力した設置場所住所の記載
《理由》
・造成が必要な具体的な理由を記載

１０－４．設置する施設等の説明

オンライン申請システムにて以下の設置する施設等の情報を申告してください。

【申告内容】

《営業開始予定日》

・施設が新築の場合、営業を開始する予定日

《公道名》

・施設に面する公道名

《駐車場の収容台数》

・施設の駐車場の収容台数

１０－５．充電設備の設置場所や利用可能時間等の情報を確認できるインターネット上での掲載予定先

オンライン申請システムにて設置する充電設備の以下の情報を確認できるインターネット上での掲載予定先（Ｗｅｂサイト名）を申告してください。
掲載先が未定の場合は、未定と申告してください。
既に掲載済みであれば、そのＷｅｂサイトのＵＲＬを申告してください。

【確認項目】

《設置場所名称》

・申請で入力した設置場所名称（略称不可）

《充電設備の出力》

・設置する充電設備の出力

《利用可能時間および定休日》

・設置する充電設備の利用可能時間および定休日

《故障およびメンテナンス状況》

・設置する充電設備の故障およびメンテナンスの状況